教示

1　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条に規定されています。）

2　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

3　上記1の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に独立行政法人都市再生機構を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

以　上

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十六年十月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.toshiba-medical.co.jp/tmd/company/aboutus/epub/index.html

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年六月三十日

掲載頁　二一二頁（号外第一四六号）

平成二十六年八月二十一日

栃木県大田原市下石上一三八五番地

（甲）東芝メディカルシステムズ株式会社

代表取締役　瀧口登志夫

東京都品川区東品川四丁目一〇番一三号

（乙）東芝医療情報システムズ株式会社

代表取締役　佐々木直樹

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十六年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十六年六月十八日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　産経新聞

掲載の日付　平成二十六年六月十九日

掲載頁　二十七頁

（乙）掲載紙　産経新聞

掲載の日付　平成二十六年六月十九日

掲載頁　二十七頁

平成二十六年八月二十一日

東京都品川区大崎二丁目一番一号

（甲）株式会社クオラス

代表取締役　加藤　雅己

東京都品川区大崎三丁目六番二八号

（乙）協同廣告株式会社

代表取締役　大沼　渉

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務の全部を承継して存続し、乙は解散することを決定いたしました。

効力発生日は平成二十六年十月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の発行済株式の全部を保有しておりますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年四月十一日

掲載頁　七十六頁（号外第八十二号）

平成二十六年八月二十一日

東京都品川区東品川四丁目一二番三号

（甲）楽天株式会社

代表取締役会長兼社長　三木谷浩史

東京都渋谷区恵比寿一丁目一九番一五号

（乙）株式会社美美美コム

代表取締役　大庭　邦彦

合併公告

左記会社は合併して甲は乙一、乙二の権利義務全部を承継して存続し乙一、乙二は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十六年十月一日であり、甲、乙一、乙二の株主総会の承認決議は平成二十六年八月二十日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年七月十八日

掲載頁　五十頁（号外第一六一号）

（乙一）

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年七月十八日

掲載頁　六十八頁（号外第一六一号）

（乙二）

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年七月十八日

掲載頁　五十頁（号外第一六一号）

平成二十六年八月二十一日

静岡県磐田市東平松一四〇三番地

（甲）株式会社スニック

代表取締役　檜原　作二

静岡県磐田市南平松六番地の二

（乙一）株式会社浜松パイプ

代表取締役　鈴木　孝始

静岡県浜松市浜北区平口五一五八番地の一

（乙二）株式会社スズキ化成

代表取締役　下田　浩伸

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十六年十月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年七月八日

掲載頁　四十八頁（号外第一五三号）

平成二十六年八月二十一日

兵庫県尼崎市東本町一丁目五〇番地

（甲）ユニチカ株式会社

代表取締役社長　注連　浩行

愛知県豊橋市曙町字松並一〇一番地

（乙）ユニチカロジスティクス株式会社

代表取締役社長　河野　勇

共同新設分割公告

左記会社は新設分割により新設する阪神国際港湾株式会社（住所神戸市中央区御幸通八丁目一番六号）に対して、甲及び乙がそれぞれ営む外貿埠頭・フェリー埠頭等の建設、賃貸、管理運営に関する事業並びにこれらに付随する事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.osakaport.co.jp/

（乙）http://www.kptc.co.jp

平成二十六年八月二十一日

大阪市住之江区南港北二丁目一番一〇号

（甲）大阪港埠頭株式会社

代表取締役　川端　芳文

神戸市中央区浜辺通五丁目一番一四号

（乙）神戸港埠頭株式会社

代表取締役　犬伏　泰夫